

目黒区区民生活部指定管理者運営評価委員会設置要綱

平成 21 年 4 月 1 日付け 目区地第 6 6 3 号決定

平成 25 年 4 月 1 日付け 目区地第 3 7 3 号決定

平成 26 年 4 月 1 日付け 目区地第 4 3 7 号決定

(設置)

第 1 条 指定管理者が行った区民生活部が所管する区民斎場ならびに中小企業センター及び勤労福祉会館の管理運営業務を適切に評価することを目的として、目黒区区民生活部指定管理者運営評価委員会（以下「運営評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 運営評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者が行った管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 運営評価委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 評価委員会には、外部有識者としてアドバイザーを置くことができる。

(委員長等)

第 4 条 運営評価委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長には区民生活部長を、副委員長には別表に掲げる部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 運営評価委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第 6 条 運営評価委員会は、審議事案に係る委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 運営評価委員会の会議は非公開とする。ただし、運営評価委員会が認めたときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じ、委員及びアドバイザー以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 運営評価委員会の委員及びアドバイザーは、会議及び評価の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(事務局)

第 9 条 運営評価委員会の事務局は、区民生活部地域振興課及び産業経済・消費生活課が担当する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、運営評価委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則
この要綱は、平成 1 8 年 7 月 3 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

区民生活部指定管理者運営評価委員会委員名簿

委 員 職 名	備 考
区 民 生 活 部 長	委員長
産 業 経 済 部 長	副委員長 中小企業センター及び勤労福祉会館 に係る事案に限る。
文 化 ・ ス ポ ー ツ 部 長	副委員長 区民斎場に係る事案に限る。
地 域 振 興 課 長	
国 保 年 金 課 長	区民斎場に係る事案に限る。
産業経済・消費生活課長	中小企業センター及び勤労福祉会館 に係る事案に限る。
文 化 ・ 交 流 課 長	中小企業センター及び勤労福祉会館 に係る事案に限る。
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中小企業センター及び勤労福祉会館 に係る事案に限る。
戸 籍 住 民 課 長	区民斎場に係る事案に限る。